## 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則の概要

健康福祉部障害者福祉推進課

身体障害者福祉法施行細則について、指定医指定申請書等の様式の押印欄を廃止するなどの改正を行いました。

## 1 身体障害者福祉法施行細則について

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により、身体障害者手帳に係る診断書を作成する医師及び身体障害者手帳の所持者が各種の手続で使用する様式等について定めている規則です。

## 2 改正内容

標記規則で定めている以下の様式について、「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について(通知)」(令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号)」に照らして押印の要否について検討を行ったところ、いずれもこれまでの取扱いにおいて登記印・登録印の押印は求めておらず、また、同通知の3(3)ウで例示されている検討継続の類型のいずれにも該当しないことから、これらの様式の押印欄を廃止しました。

- (1) 指定医指定申請書(別記第1号様式)
- (2) 指定医診断項目変更申請書(別記第2号様式)
- (3) 指定医医療機関変更届(別記第3号様式)
- (4) 指定医辞退届(別記第4号様式)
- (5)身体障害者居住地等変更届(別記第7号様式)
- (6) 身体障害者手帳再交付申請書(別記第8号様式)
- (7)身体障害者手帳返還届(別記第9号様式)
- 3 施行期日 令和5年4月1日